



各県立学校長 様

保 健 体 育 課 長 高 等 学 校 課 長 特別支援教育課長

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策 について(通知)

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行することに伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(以下、衛生管理マニュアルとする。)が改定され、文部科学省から別添(写し)のとおり通知がありました。

つきましては、**5月8日以降の学校における感染症対策は、改定後の衛生管理マニュアルに基づき、適切に実施していただきますようお願いします。**なお、下記に改訂の主なポイントを示していますので、特に留意してください。

また、別紙1を参考とし、保護者等にもお知らせいただきますようお願いいたします。 併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

記

1 これからの感染対策について

学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、学校内の感染状況を平時と感染流行時(学校内で感染が拡大している状況)に区別し、それぞれの状況に応じた感染症対策を講じていくこととします。

- (1) 平時での感染対策
- 衛生管理マニュアルに従い、感染対策を講じること。マスクについては着用を求めないことが基本となります。また、学校給食の場面において「黙食」は必要ありません。
- 登校時の検温結果の把握は不要です。ただし、**児童生徒の健康状態の把握に努め、換気の 確保やこまめな手洗いの指導を行う等引き続き基本的な感染対策に取り組むこと。**また、 児童生徒の健康観察については、普段と異なる症状がある場合等には登校しないことを保護者に周知し、理解及び協力を得ること。
- 清掃活動とは別に日常的な消毒作業は不要です。
- (2) 感染流行時(学校内で感染が流行している状況)での感染対策 ※(1)の内容と共に講じる
- 活動場面に応じた以下の対策を一時的に講じること。
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。
 - ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。
 - ・教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促す場合があります。その場合にも、着用を強いることがないようにすること。

2 教育活動について

- (1) 感染した児童生徒について
- <u>出席停止期間が終了した児童生徒については、本人の体調に問題がなければ全ての学校教育活動への参加が可能です。</u>
- (2) 同居家族に陽性者がいる児童生徒について
- 感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行したことに伴い、<u>濃厚接触者(自宅待機要請者)</u> **の特定は行いません。**
- 出席停止にする必要はなく、<u>児童生徒の体調に問題がなければ全ての学校教育活動への参</u> **加が可能**です。
- (3) 校外学習等について
- 校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクの着用が推奨されます。

3 部活動での大会等参加について

- 部活動での大会参加に関しては、主催者が定めている方針に従ってください。
- 練習試合や合同練習、合宿等の実施に当たっては、**感染拡大の防止に留意しつつ、学校内 の感染状況等を踏まえ、学校として責任をもって判断してください**。

4 臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖)について

- 学校内で感染拡大が疑われ、臨時休業を検討すべき状況となった場合は、引き続き県教育委員会と協議し、決定します。(新型コロナウイルス感染症に限らない。)その際、別紙2「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(令和5年5月改訂版)」に基づき検討します。
- 県教育委員会への日々の感染者の報告は5月7日で終了とします。

5 その他

○ 本通知の発出に伴い、令和5年5月1日付け5高保体第116号及び117号を除く新型コロナウイルス感染症に関する通知は5月7日をもって全て廃止とします。

【担当】

高 等 学 校 課 戎井、東岡 (TEL:088-821-4907) 特別支援教育課 谷澤、平地 (TEL:088-821-4741) 保 健 体 育 課

(部活動関係) 山岡、田邉 (TEL:088-821-4900) (感染症対策関係) 廣田、池本 (TEL:088-821-4928) 【分類番号 05-04-0009】